不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 障がい福祉課

不利益処分の内容 根拠法令等及び条項		補装具引渡し後の改善
		栃木市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱第 12条
	根拠条項	栃木市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱第 12条
	参考事項	補装具費事務取扱指針
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更

【基準】

補装具引渡し後の改善

- 1 補装具の引渡し後、身体障害者更生相談所等の行った適合判定・検査によって、登録事業者の責任に帰すべきものと認められる箇所を発見した場合は、登録事業者に第 9条第3項の規定に準じて改善させることができる。
- 2 補装具の引渡し後、災害時による損傷、本人の過失による破損、生理的若しくは病理的変化により生じた不適合又は目的外使用若しくは取扱い不良等のために生じた破損若しくは不適合を除き、引渡し後9月以内に生じた破損又は不適合は、登録事業者の負担においてこれを改善するものとする。ただし、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年厚生労働省告示第528号)別表で規定する修理基準に定める調整又は小部品の交換若しくは修理のうち軽微なものについては、修理後3月以内に生じた不適合等(上記災害等により免責となる事由を除く。)の場合に適用するものとする。

処 分 基 準